

## 市町村手話言語モデル条例を策定するにあたって

### ●手話言語法、都道府県条例、市町村条例の役割分担について

- ①国としての手話言語法は、地域の格差なく、手話に関する5原則による全国共通の施策の枠組みを作る。
- ②都道府県条例は、聴覚障害者協会・情報提供施設と連携した取り組み及び、ろう学校教育を核とした学校教育での取り組みを行う。
- ③市町村条例は、住民として地域の手話普及、手話による意思疎通、手話通訳者配置などを行う。

### ●都道府県手話言語モデル条例のポイント

県の責務；市町村その他の機関と連携し、県全体の環境整備を行うこと、県のろう団体と手話通訳者団体との連携を行うこと  
市町村も同様の責務があること

7項目の施策推進を設定。

「手話を学ぶ機会の確保」「手話を用いた情報発信等」「手話通訳者等の確保、養成等」「学校における手話の普及」「事業者の支援」「ろう者等による普及啓発」「手話に関する調査研究」

県レベルの条例のポイントとして

ろう者等の相談を行う拠点（聴覚障害者情報提供施設、ろうあ団体）の支援、  
手話通訳者・指導者の養成、  
ろう学校における手話教育の推進、及び地域の学校での手話学習の推進  
事業者への支援

### ●市町村手話言語モデル条例ポイント

基本理念；手話を使う市（町村）民が、手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築すること

市（町村）の責務；手話の普及と手話による意思疎通と社会参加の保障を行う

市（町村）民の役割；事業者も含め、手話の理解と普及に努める

施策の策定及び推進；

- ①手話の理解と普及が中心。ろう者に関わる公的機関をはじめ、商業施設などの企業、町内会などの住民、地域の小学校・中学校などへの手話普及
- ②手話通訳者の配置など手話による意思疎通支援者等の施策推進もポイントとなる。